



新型コロナウイルス感染症の発生に関する 県・市への報告について

市内の事業所の利用者・従業者に新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合や、感染の可能性が生じた場合、速やかにまん延防止のための措置をとる必要があります。

各事業所においては新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に移行した後であっても、感染者が発生した場合は感染報告をお願いいたします。

報告が必要な場合

検査の結果が陽性だった場合のみ、指定権者に報告をするとともに草加市役所介護保険課にご連絡をお願いいたします。

なお、利用者または職員が感染疑いで検査を受けた際の報告は不要です。

報告先

地域密着型サービス事業所・・・草加市介護保険課

地域密着型でない事業所・・・埼玉県東部中央福祉事務所、草加市介護保険課
(埼玉県・草加市の両方に報告してください。)

※必要に応じて保健所への連絡を行ってください。

報告の際は厚労省の示す事故報告様式によりメール等で提出してください。なお、同等の内容を記載した独自様式でも可能です。(メールやFAXを使用する場合は、誤送信に十分注意し、氏名を判別できないようにしてください。)

○草加市介護保険課(平日8:30~17:00)

計画・指導係: 電話 048-922-1032(直通)、FAX 048-922-3279

○埼玉県東部中央福祉事務所(平日8:30~17:15)

施設整備担当: 電話 048-737-2347、FAX 048-734-1121

(土日祝日・時間外 電話080-5530-8256)

参考

【介護保険事業所の皆様へ】新型コロナウイルス感染症に係る報告について(5類移行に伴う取り扱いの変更)(草加市)

<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1508/PAGE000000000000065683.html>